

平成 31 年 1 月 8 日
庁 議 資 料

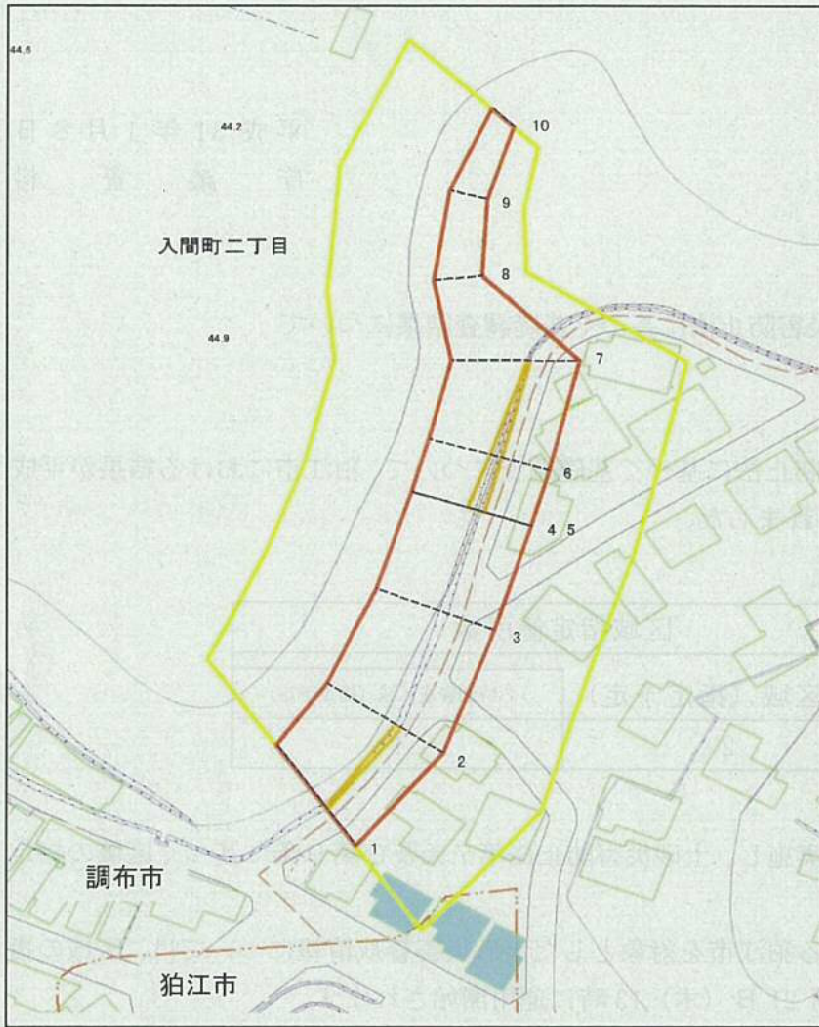
土砂災害防止法に基づく基礎調査結果について

東京都による土砂災害防止法に基づく基礎調査について、狛江市における結果が平成 30 年 12 月 26 日に公表されました。

所在地	区域指定箇所数	
	警戒区域（指定予定）	うち特別警戒区域（指定予定）
東野川	2	1

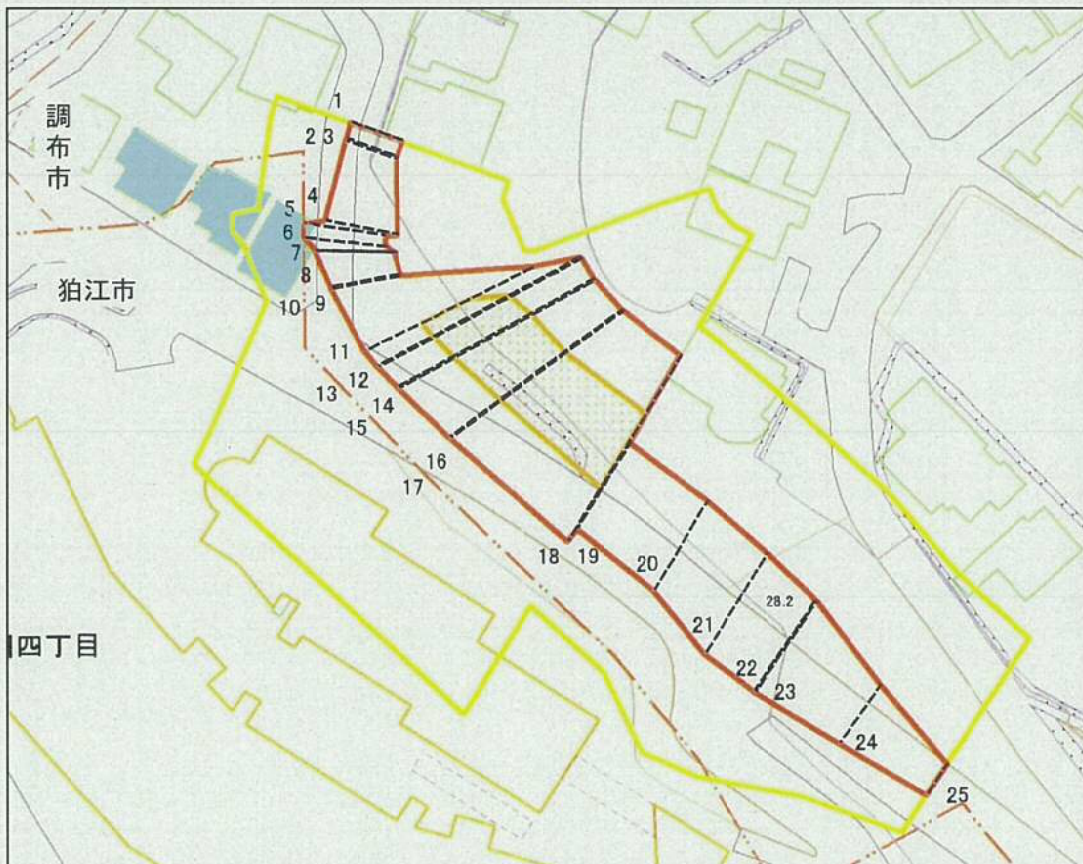
今後、住民説明会等を実施し、土砂災害防止法第 7 条及び第 9 条に基づく区域の指定が行なわれます。

なお、気象庁が発表する狛江市を対象とした土砂災害警戒情報については、区域の指定に先立ち平成 31 年 2 月 21 日（木）13 時に運用開始されます。



警戒区域(指定予定)

うち特別警戒区域(指定予定)



平成 30 年 12 月 26 日
建 設 局

～ 土砂災害から都民の命を守るために ～
**土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を
新たに公表いたします**

東京都は、がけ崩れなどの土砂災害から都民の命を守るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の前段として、基礎調査※1を実施しております。

今回、同法律に基づき、文京区、渋谷区、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、多摩市における基礎調査の結果を公表いたします。

公表内容はHP (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ilgyo/river/dosha_saigai/map/dosha_r.html) で閲覧できます。より詳細な図面は、東京都建設局河川部、南多摩東部建設事務所、該当の区・市役所にて閲覧できます。今回公表した箇所につきましては、今後、住民説明会等を実施し、土砂災害警戒区域等の指定手続きを進めていきます。

東京都では、近年の土砂災害による甚大な被害を教訓に、地域の警戒避難体制を支援する土砂災害防止法の取組を推進しており、平成31年度前半までに都内全域の土砂災害警戒区域等を指定していきます。

※1 基礎調査とは、都道府県が溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について、おおむね5年ごとに行う調査のことです。

今回の調査結果（今後区域指定予定）

区市町村	所在地	区域指定箇所数	
		警戒区域(指定予定)	うち特別警戒区域(指定予定)
文京区	目白台、関口、大塚、小日向、春日、千石、白山、小石川、西片、本郷、千駄木、根津、弥生、湯島	92	53
渋谷区	本町、西原、元代々木町、代々木、神宮前、神山町、北沢、恵比寿	11	9
三鷹市	大沢、井の頭、牟礼	22	21
府中市	西府町、日新町、本宿町、片町、宮町、八幡町、清水ヶ丘、小柳町、若松町、白糸台	24	16
調布市	飛田給、下石原、野水、深大寺元町、深大寺南町、左須町、柴崎、若葉町、東つつじヶ丘、入間町	52	41
小金井市	貫井南町、前原町、中町、東町	10	8
狛江市	東野川	2※	1※
多摩市	和田、山王下、袋宿、桜ヶ丘、関戸、東寺方、乞田、落川、中沢、唐木田、鶴牧、南野、落合、豊ヶ丘、貝取、連光寺、一ノ宮、聖ヶ丘、馬引沢、隠坊、永山	387	238
合計		598	386

※狛江市（東野川）の区域は、調布市（入間町）の区域と一体であるため、合計には含めておりません。

これまでの土砂災害防止法取組状況等については、別紙をご確認ください。

「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

「セーフシティ 政策の柱3 豪雨・土砂災害対策」

問い合わせ先

建設局 河川部 土砂災害対策担当課長 大久保 電話03-5320-5419（都庁内線 41-452）